

令和6年第2回海部地区環境事務組合議会定例会会議録

令和6年10月15日海部地区環境事務組合議会定例会は、海部地区環境事務組合新開センター2階大会議室に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

1 番	太 田 幸 江	2 番	浅 井 英 昭
3 番	山 岡 幹 雄	4 番	真 野 和 久
5 番	平 野 広 行	6 番	板 倉 克 典
7 番	近 藤 みどり	8 番	山 内 隆 久
9 番	鈴 木 満	10番	三 浦 知 将
11番	八 木 敏 一		

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

1 番	太 田 幸 江	2 番	浅 井 英 昭
3 番	山 岡 幹 雄	4 番	真 野 和 久
5 番	平 野 広 行	6 番	板 倉 克 典
7 番	近 藤 みどり	8 番	山 内 隆 久
9 番	鈴 木 満	10番	三 浦 知 将
11番	八 木 敏 一		

4 欠席議員は、次のとおりである。

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは、次のとおりである。

管理者	あま市長	村 上 浩 司
副管理者	大治町長	村 上 昌 生
副管理者	津島市長	日 比 一 昭
副管理者	愛西市長	日 永 貴 章
副管理者	弥富市長	安 藤 正 明
副管理者	蟹江町長	横 江 淳 一
副管理者	飛島村長	加 藤 光 彦

副管理者	あま市副市長	伊 藤 義 剛
監査委員	蟹江町副町長	加 藤 正 人
会計管理者		河 竹 雅 義
事務局長兼総務課長兼出納室長		渡 辺 和 宏
次長兼新開センター所長兼上野センター所長		大 木 孝 介
八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長		八 神 正 宏
八穂クリーンセンター所長代理		渡 邊 永 策

6 職務のため会議に出席したものは、次のとおりである。

総務課補佐兼係長兼出納室補佐兼係長	藤 田 充 裕
総務課主事兼出納室主事	田 邊 晋太郎

7 会議事件は、次のとおりである。

日程第 1	議席の指定について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4 認定第 1 号	令和 5 年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 議案第 6 号	令和 6 年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第 2 号）について
日程第 6	一般質問について
日程第 7	諸般の報告について

8 審議内容

（午後 2 時 3 0 分 開会）

○議 長

それでは、全員そろいましたので始めさせていただきます。

本日は御多忙中のところ御参集くださいます、誠にありがとうございます。

本日の出席議員は11名の全員でございます。

ただいまから令和 6 年第 2 回海部地区環境事務組合議会定例会を開会いたします。

次に、愛西市で組合議会議員の改選が行われました。選出された議員の仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（あま市長）

皆さん、こんにちは。

本日は、令和6年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日本日予定しております案件は、令和5年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び令和6年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

十分な御審議を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

また、事前に配付しました資料と本日配付資料の確認を事務局からいただきます。

○事務局長兼総務課長兼出納室長

それでは、配付させていただきました資料につきまして確認をさせていただきます。

事前配付としまして、番号なしの議員名簿、認定第1号「令和5年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、令和5年度主要な施策の実績報告書、過去3年実績、議案第6号「令和6年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）について」、令和5年度海部地区環境事務組合事故繰越計算書及び経過報告です。

本日議席に配付したのは、議事日程、番号入りの議員名簿及び質問通告書です。

お手元にお持ちでない方は、お手を挙げていただきましたら職員がお配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

全員お持ちであることが確認されました。

直ちに議事日程の順序に従い、会議を進めます。

なお、組合議会会議規則により、質疑は同一議員につき、同一議題について簡潔・明瞭に3回までとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また、質疑に当たっては自己の意見を述べないようよろしくお願いいたします。

日程第1、「議席の指定について」を行います。

議席の指定は、会議規則第3条の規定により、お手元に配付してあります議席のとおりとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議席の指定はお手元に配付してあります議席のとおりといたします。

次に、日程第２、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において４番 真野和久さん、５番 平野広行さんを指名いたします。

次に、日程第３、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日１日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

続きまして、日程第４、認定第１号「令和５年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長兼総務課長兼出納室長

認定第１号、令和５年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算につきまして、組合議会の御議決をいただきました予算をもって執行してまいりましたが、ここに決算書としてまとめ、地方自治法第233条第３項の規定によりまして、監査委員の意見をつけ、議会の認定に付するものでございます。

なお、決算の説明につきましては、10月10日の議案説明会で説明させていただきましたので省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長

説明は終わりましたが、併せて監査委員から決算審査の報告並びに審査意見の発表をお願いいたします。

○監査委員

監査委員を代表しまして、決算審査の結果報告及び審査意見を述べさせていただきます。

地方自治法第233条第２項の規定により、令和５年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算及び実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに関係証書類、諸帳簿類等を令和６年７月29日に八木監査委員と共に審査した結果は次のとおりでありましたので、御報告申し上げます。

計数につきましては、歳入歳出関係諸帳簿及び証拠書類の審査を実施した結果、決算の計数は正確であり、内容も適正でありました。

次に、予算執行の状況であります。歳入は、本組合の主要財源であります市町村負担金をはじめ、ごみ処理手数料、電力売却収入等その他の歳入についても収入未済額が生じておらず、良好に歳入されておりました。

歳出は、ごみ処理業務及びし尿処理業務が順調に処理をされ、それらに伴う予算執行も適正に行われておりますが、各施設の老朽化が進んでいるため、施設の計画的な維持管理と安定操業に努めるようお願いをいたします。

また、世界情勢の影響により、構成市町村の税収入の増加は見込めず、今後も厳しい財政状況が予想されております。そのため、より一層のコストを意識した業務の精査及び電力売却収入等の財源を確保するように努め、歳出削減のため効率的な施設管理と運営を行うよう求めるところでございます。以上でございます。

○議 長

決算審査の報告並びに審査意見の発表は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○4 番（真野和久君）

主要実績報告の一番最後の14ページなんですけど、一般廃棄物の最終処分についてということで、八穂クリーンセンターからの焼却残渣について、いわゆる②に書いてある愛知臨海環境整備センターについてですけれども、前年度に比べるとかなり処分量が減っていると思うんですが、その分をほかのところに回しているということかというと、結構費用も結局その分がかさんでいるような状況になると思っているんですけれども、その点の理由について説明をお願いします。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

八穂クリーンセンターから焼却残渣の発生量が、大体1万トンぐらいは発生しております。その半分以上を資源化するようにと計画しておりまして、ASECの搬出量が減ったものでございます。

キャップ制度が令和5年度からございますので、そのキャップ量を守るために減らしておるものでございます。

○4 番（真野和久君）

今言われましたキャップ制度、多分搬入量を抑えるという方向に今動いているんじゃないかと思うんですけれども、その辺りの状況というのはどういうふうに、年々減らしていく形になっていくんでしょうか。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

令和5年度から搬入量の制限がかけられておりますけれども、その搬入量がそのままずっと続いていくものでございます。

○議 長

よろしいですか。

○4 番（真野和久君）

確認なんですけれども、ということは、6年度以降は基本的に変わらないと。5年度と変わらない搬入でずっと維持していけるということによろしいんですか。それとも、次が見つからないとなかなか、どんどん減らしていくというふうにはならないんでしょうか。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

このままの3,910トンが継続されていくということでございます。

○議 長

そのほか。

○1番（太田幸江君）

それでは、9ページのごみ処理手数料ですけれども、前年度よりも大変減っています。この減った理由と、また1トン当たり処分量としては幾らかかるのかお聞かせください。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

ごみ処理手数料は、主に事業系ごみの搬入の手数料でございますが、事業者が各種リサイクル法にのっとってごみの減量等をしましたので、ごみの搬入量が減っております。

また、ごみの手数料につきましては、10キロ当たり200円でございます。以上でございます。

○1番（太田幸江君）

1トン当たり。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

1トン当たりで2万円でございます。

○1番（太田幸江君）

別の資料で、処理量・処理経費ということで1トン当たり大体令和5年度は2万2,667円ということになっているんですけれども、今事業系ごみ1トン当たり2万円ということで、これから事業ごみはどのようなふう to 処理料を考えていかれるのかお聞きしたいと思うんですけど。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

ごみ量の見込みということでございますか。

ごみ量につきましては、この先もリサイクル法とか、そういった減量の施策にのっとって、横ばいか若干減っていくような方向ではないかと考えております。以上でございます。

○1番（太田幸江君）

令和5年度の単価は、ごみ処理料としては2万2,000円ということで2万円を超えていますが、これよりは来年度は低くなるのかなあと、1トン当たりの処理料は、事業ごみは。どうでしょうか。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

この先、またごみの処理の費用につきまして、物価高ですとか燃料費の高騰、人件費の増加に伴いまして、なかなか減っていくのが難しいのではないかと考えております。以上でございます。

○議 長

そのほかありますか。

〔挙手する者なし〕

質疑も尽きたようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

最初に、原案反対の方の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

次に、原案賛成の方の発言を許します。

○4 番（真野和久君）

令和5年度の決算に関してですけれども、基本的に今回の決算については賛成です。

ただ、やはり予算のときにも言いましたが、この間、それから先ほどの監査委員さんの報告の中にもありましたけれども、ごみ量がだんだん減っていく中で、どういう形で効率的に焼却していくか、処分していくかということが非常に大きな課題になっていると思います。先ほどの監査委員の方からも、例えば電力量の、電力の生産とか、そういったことも言われましたけれども、残念ながらごみ量が減っていけば生産できる電力も減っていくというような現状もあるし、先ほどのごみ処理で人件費や資材費などの高騰もしていく中で、今のごみ処理のやり方そのものをどうしていくかということを、やはり将来に向かってしっかりと見据えていく必要があると思いますので、そうした点をぜひこれから明らかにしていっていただきたいと要望しまして、賛成をいたします。

○議 長

そのほか賛成討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

討論も尽きたようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

続きまして、日程第5、議案第6号「令和6年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長兼総務課長兼出納室長

議案第6号「令和6年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）」につきまして御説明をさせていただきます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,481万6,000円とするものでございます。

11、12ページをお願いします。

詳細につきましては、歳出から御説明をさせていただきます。

3款処理場費、1項ごみ処理費、1目運営費、補正額18万1,000円の増額のうち、庁用器具費3万9,000円の増額は、故障した冷蔵庫を更新するもの。機械器具費14万2,000円の増額は、故障したごみクレーン用電動グリスガンの更新及びフォークリフトのアタッチメントの追加部品を購入するものです。

3款処理場費、5項環境対策室費、1目運営費、補正額33万3,000円の増額は人事異動によるものです。

9、10ページに戻っていただきたいと思います。

歳入について御説明をさせていただきます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金51万4,000円の増額は、前年度繰越金です。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表の継続費の追加でございします。

3款処理場費、1項ごみ処理費、低速回転式破碎機破碎刃更新工事は、低速回転式破碎機の破碎刃の摩耗により早急な対応が必要であり、交換部品の納期に時間を要するため、令和7年度までの継続費とするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○4番（真野和久君）

5ページの継続費補正の低速回転式破碎機破碎刃更新工事に関してですが、基本的に継続という形で令和7年度に全額が移行するわけですが、多分これの理由というのは、例えば部品が現状でなかなか手に入っていないのか、その辺りの状況と、それからもう一つ、来年度であればその見込みがあるのかについてお尋ねします。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

低速回転式破砕機の刃でございますが、令和３年度に更新したものでございまして、その納期が６か月以上かかると聞いておりますので、早急な対応が必要であると考えて継続費の補正をさせていただくものでございます。

○４番（真野和久君）

確認ですが、納期６か月以上ということで、令和７年度には確実に修理できるということでよろしいですか。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

令和７年度中には必ず納入して、更新がしていただけるものと考えております。以上でございます。

○議 長

そのほかよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑も尽きたようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

最初に、原案に反対の方の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

討論もないようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第６号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第６、「一般質問について」を行います。

質問方法は一括質問、質疑は一括質問を含めて３回まで、持ち時間は答弁の時間を含めてお一人１５分までとします。お手元に配付のとおり進めさせていただきます。

順番に発言を許します。

○１番（太田幸江君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

件名１．プラスチック資源循環促進法に関する件ですが、要旨１として、市町村負担金が令和６年度は令和５年度よりも増加している点についてお聞きします。

市町村負担金の推移を見ますと、令和４年度は１９億５,５６４万６,０００円、令和５

年度は20億8,651万8,000円、令和6年度は23億107万5,000円と年々上がっています。前年度比で令和5年度は1億3,000万円、106.7%増加していますし、令和6年度は2億1,455万7,000円、110%以上増加しています。このように増加している点ですが、特にこの令和6年度は令和5年度よりも大変増加している、2億円以上増加している、この理由をお聞かせください。

また、長期計画19ページには、市町村負担金は令和7年度以降、令和7年23億、令和8年22億9,000万、このようにこの後5年間は横ばいになっています。令和4年度から令和6年度は大きく増加していますが、これからの5年間の負担金は横ばいとなるというふうにはここでは書かれていますが、どのようにお考えか、この2点をお聞かせください。

一括で2個目、プラスチック資源循環促進法についてお聞きします。

2021年6月に成立したプラスチック資源循環促進法とは、どのような法律かお聞かせください。

また、令和6年4月から9月までのリチウム蓄電池による熱検知と炎検知の回数は減少しているのか。また、どのぐらいの量が搬入されているのかお聞かせください。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

まず、ごみが減っているのに負担金が増えているという理由でございしますが、ごみが減ってもごみ処理費の減額とはなりません。ごみ量が予算額に影響する科目は、歳入では、ごみ処理手数料、資源物売却収入、電力売却収入が、歳出では、薬剤費、焼却残渣運搬処理委託料などがあります。歳入は、ごみ量減に伴い電力売却収入等歳入額が減ります。歳出については、ごみが減っても施設の整備費や修繕費、工事費などの固定経費は整備内容等で変動いたします。

令和6年度につきましては、主に4年ごとに実施する蒸気タービン精密点検及びそれに伴う受電量の増などによる増額でございします。ごみ量減で歳出が減る科目は、薬剤費、焼却残渣運搬処理委託料などがありますが、令和6年度につきましては、昨今の物価高、燃料費高騰、人件費上昇などがあり、ごみ量減の減額分よりも価格上昇等による増額が上回っております。

あと負担金の見通しということでございしますが、負担金は大きな増減がないように、ごみ処理事業、し尿処理事業とも事業内容をなるべく平準化するように調整しており、中長期計画の財政計画においては、令和8年度まではほぼ横ばいか少し下がり、9年度、10年度と若干の増となる計画でございましたが、最近の物価高やごみ搬入量減の状況が続けば負担金が増える可能性はあります。

要旨2のプラスチック資源循環促進法でございしますが、プラスチック資源循環促進法とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律（令和3年法律第60号）の略称で、令和4年4月1日から施行されております。

世界的に問題になっているプラスチック使用製品の設計から、プラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための法律でございます。

リチウム電池の火災の対策の件でございますが、令和6年の4月から9月までの熱検知の回数は113回で、昨年度の同期間の合計回数と比較をして増加傾向で、炎検知は18回で、昨年度同期間の回数と比較して減少傾向でございます。以上でございます。

○1番（太田幸江君）

件名1のほうは一遍に聞いてしまいましたので、次、要旨2のプラスチック資源循環促進法についてのところの要旨2ですが、再度お聞きしたいのは、この中長期においてプラスチックごみは資源循環法により分別処理形態変更に伴う変動が考えられるということの中長期計画の16ページに書かれています。この変動とは、どのようなことを考えられるのかお聞かせください。

またリチウム電池のほうですが、小型充電式電池は危険性が高く、発煙、発火による事故につながるおそれがあるということで、今回の決算の中にリサイクルプラザごみピット排水移送ポンプ451万ということで、この水の処理で工事がされることになったということが考えられていますが、このようにやっぱり危険性が高くて、事務組合だけでは防ぎ切れないと思います。市町村への注意喚起はどのように考えているのかお聞かせください。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

中長期計画のプラスチックごみの変動ということでございますが、中長期計画のプラスチック類ごみの搬入量予測をするに当たりまして、資源循環促進法によって、もしある市町村が独自で資源化処理を行う場合には、搬入量が増える可能性があるという記述をしたもので、仮にある市町村がプラを資源化し、八穂に搬入しなくなった場合には、ごみ質が低質になっていき、資源化をする市町村が増えれば、今の焼却炉の能力ではごみが燃えにくくなり、助燃に灯油を使用する回数が増える可能性があります。

あと、リチウム電池の市町村への注意喚起ということでございますが、市町村の衛生担当課長会議の都度分別の依頼をし、今年度は回覧板用やごみステーションに掲示できるチラシの案を作成し、市町村に配付させていただきました。以上でございます。

○1番（太田幸江君）

今のお答えで、どの組合においても、ごみというものが今までは燃やしてしまうというような状況があったわけですが、これからはリサイクルをする、そしてまたそれをリユースする、そういうことが大事にされている世の中になっ

てきました。この中長期計画、廃棄物の搬入量や性状変化に伴う改修工事を実施し、施設の処理性能と環境基準を確保しなければならない可能性があると書かれています。今後このように燃やすのではなく、再利用する、そういうようなものとごみを減らしていくというような中で、海部地区環境事務組合の八穂クリーンセンターの計画はこれからどのように立てていくのか、今後の対応についてお聞かせください。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

燃やすから資源循環への転換ということでございますが、組合としても破碎鉄や焼却灰など資源循環に取り組み、プラの資源化についても情報収集を行っております。

八穂としてプラスチックのリサイクルに取り組む場合、市町村のプラスチックごみ収集形態の変更をする必要があること、八穂での施設改造が必要になる場合があること、現時点では近隣に資源化業者がいないことなど、相当なコスト増が想定されます。

今後は、周辺自治体の資源化の状況や資源化のコストを見ながら、課長会等を通じて市町村と協議してまいります。以上でございます。

○議 長

次に移ります。

○4 番（真野和久君）

一般質問を行います。

最初に、1 件目として、災害時におけるし尿処理について伺います。

災害発生時にし尿処理施設の機能を維持させることは、被災者の方々の生活環境を保全する上でも非常に重要な課題となっています。今年1月1日に発生した能登半島地震でも災害トイレが設置はされましたが、その後、そのトイレのし尿の処理がなかなか追いつかないというような状況もボランティアの方から報告を聞いております。

前回の災害対応で、一応新開センターと上野センターの耐震化及び浸水対策が一定行われていることは分かりましたが、災害時のし尿処理について、環境事務組合として具体的にどのように動いていくのか、対応するのかについて、まずお尋ねをします。

また、要旨の2としての災害時の薬剤供給体制、備蓄がどうなっているか、また薬剤の購入を災害時どうしていくのかについて、どうなっているかお尋ねをいたします。

2 件目として、中長期計画の維持管理費用の見通しについてであります。

中長期計画、令和6年度の4月に改定されたものが出されて、中間的な見直しが行われました。その中でも巻末における各センターの整備計画表がありま

すが、そのそれぞれずっと何年度に何を改修するということが載っております。ただ、各年度の費用、それに対してどの程度の費用がかかるのかということは一切触れられておりませんので、その概算と、それから今年度以降、2024年から2028年までの推移の見通しについて、まずお尋ねをします。

要旨2については再質問で行いますので、まずそこまでよろしく願います。

○次長兼新開センター所長兼上野センター所長

まず、要旨1の災害時におけるし尿処理について回答させていただきます。

組合の動きとしましては、まずは施設の状態を確認します。確認の結果、操業できる状態であれば、通常の操業をしていきます。

一方、施設に損傷などがあり、すぐに操業できない場合には、プラントメーカーなどに修繕の手配を行い、施設の復旧を目指します。このときに修繕業者が被災しているなどして修繕の対応ができず、復旧が見込めない場合には、愛知県及び愛知県内の市町村一部事務組合、流域下水道、公共下水道において締結されました災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定により、愛知県を通じて近隣の自治体に応援を要請することとしております。

続きまして、要旨2の薬剤の供給体制についてでございます。

薬剤につきましては、硫酸バンド、苛性ソーダなど液体の薬剤は専用タンクで保管しておりますが、保管しているのは操業に必要な薬剤分のみで、災害時の備蓄といえる薬剤は特にございません。

薬剤の購入につきましては、そのときの契約業者に納入の依頼をすることとなりますが、被災などにより納入できない場合には、納入はできない旨を連絡を入れてもらうこととなっております。

続きまして、中長期計画の維持費用の見通しについてでございます。

中長期計画巻末の整備計画表、令和6年度から10年度までの概算費用でございますが、まず八穂クリーンセンターが令和6年度は9億1,000万、7年度は6億6,000万、8年度は7億5,000万、9年度は7億5,000万円、10年度は6億4,000万円の見込みとなっております。

続きまして新開センターです。令和6年度は8,000万、7年度は7,000万円、8年度は9,000万、9年度は6,000万、10年度は1億2,000万円の見込みとなっております。

次に、上野センターです。令和6年度が9,000万円、7年度は9,000万円、8年度は8,000万円、9年度は1億、10年度は9,000万円の見込みとなっております。以上でございます。

○4番（真野和久君）

それでは、再質問を行います。

最初に、災害時のし尿処理に関してであります。基本的に災害時には当然下水の関係で対応されると思うんですけども、し尿処理に関してはこちらでやっていくわけで、先ほどのところで、もし被害があった場合には修繕をします。また、修繕がなかなか難しい場合には、県の協定に基づいて近隣市町や他市町との応援を依頼するということが言われています。

ただ、一方で薬剤に関しては、タンクなどではありますけれども、備蓄についてはしていないということではありますが、仮に操業ができるようなダメージがなかった場合についてですけれども、停電等で災害時に電源等が止まった場合も含めまして、実際にし尿処理の受入れとして、センターのほうでは新開・上野センターでどの程度受入れができるのかについてお尋ねをしたいと思います。

もう一つは、災害時の薬剤供給体制についてですけれども、足りなくなれば当然業者から購入するということにはなると思うんですが、その点について、例えば優先的に確保してもらって購入する等の対応は考えられているのかについて、お尋ねをしたいと思います。

それから、2件目のセンターについて、大体年間10億円ぐらいの見通しになると思うんですけども、修繕について。それ以外にも、この間、耐用年数が過ぎるという中で、新たに緊急的に修繕等が予算などで提案され、追加もされてきています。そういう意味で、各センターの整備計画以外の維持管理についてどうなっているのか。2024年から2028年度までの各年度の費用の概算と費用の推移の見通しについてお尋ねをします。

○次長兼新開センター所長兼上野センター所長

まず、し尿処理のところでございますけれども、稼働できる状態であれば、薬剤がなければ半月程度は運転ができるかというふうに考えております。

続きまして、薬剤の供給についてでございますが、被災などにより納入ができない、そういった連絡があった場合につきましては、薬剤の納入ができる業者に連絡を取り、納入の依頼をしていくことを考えております。

なお、今現在、薬剤の納入業者と八穂クリーンセンター、新開センター、上野センターの各施設の災害時における薬剤供給の協力に関する協定の事務が進められているところでございます。こちらの協定が締結されましたら、必要に応じてこちらの協定を活用し、薬剤の納入を依頼することも考えられるところでございます。

続きまして、要旨2の整備計画以外の維持管理費用についてでございます。

2024年から2028年までの各年度の整備費用の見通しでございますが、八穂クリーンセンターとしましては、小さいところが5億3,000万から6億3,000万、新開センターとしましては1億7,000万から1億8,000万、上野センターとして

は毎年度 1 億円程度で推移する見込みと考えております。以上でございます。

○ 4 番（真野和久君）

それでは、3 回目の質問を行います。

まず 1 件目のし尿処理に関してでありますけれども、薬剤関係で今後業者との協定を結びながら確保していくことは非常に素晴らしいことだというふうに思います。ただ、操業については、約半月間は受入れが可能であるという話でありましたので、その点については非常一定安心のできることでありますが、ただ、それ以降の問題とか、あるいは処理ができなくなったときに、処理ができないときの対応について、協定を結んでやっているという話であります、この県との協定に関しては、各市町村が県と結ぶのか、あるいはこの事務組合に所属している市町村に関しては、事務組合として県と交渉していくのかについてお尋ねしたいと思います。

また、2 件目についてですけれども、基本的に維持管理についてはさらにプラスでかなりの費用がかかる状況になっていますが、この間のように、急に壊れて、一定、例えば翌年度に持ち越すような状況になっては困るので、少なくとも耐用年数が過ぎているものに関しては、やはり計画的に整備をしていくことが必要であると思いますので、その点についての見解を求めます。

○次長兼新開センター所長兼上野センター所長

災害時のし尿処理についての応援の状況でございますが、組合としては愛知県のほうに応援要請を行います。その際に、応援先の調整とあっせんを依頼いたします。その後に、県からの応援先などの回答を受けて、各市町村に回答の内容を連絡する流れになるものと考えております。

また、施設においては、できる範囲で受入れをしていきたいと考えております。

能登半島地震においては、被災し操業が停止した施設の貯留槽を応援受託施設の中継基地として活用した事例がございます。可能であれば、こういった中継基地としての活用方法も検討したいと思います。

続きまして、令和 6 年度から 10 年度にかけての突発的な修繕などの見込みについてでございますが、八穂クリーンセンターの基幹的設備改良工事を実施した機器類以外、ほとんどのものが耐用年数を超過している状態でございます。これら機器類については、機器ごとに稼働状況、使用頻度が異なることから、突発的な故障などについては一概に予想することができません。

施設につきましては、毎年行われる点検整備、3 年に 1 度実施する精密機能検査の結果などから、機器類の対応の具合などを確認しまして、特に重要な機器類、部品の調達に時間を要する機器類を中心に整備計画の更新の検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議 長

これで一般質問を終わります。

続きまして、日程第7、「諸般の報告について」は、管理者から地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和5年度海部地区環境事務組合事故繰越計算書及び監査委員から、例月出納検査の結果、令和6年3月分から8月分の一般会計の関係帳簿は正確であると報告がございました。

次に、議案配付に併せて事前の資料配付がされました経過報告の質問はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようでありますから、これをもって経過報告を終わります。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件は全部議了されました。

閉会を宣するに当たり、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（あま市長）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中でございますけれども、御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。提案させていただきました案件につきましては、慎重な御議論をいただき、また御認定及び御議決を賜りました。誠にありがとうございました。

朝夕は随分涼しくなってきました。議員各位におかれましては、体調管理に十分御留意をいただき、それぞれの立場で御活躍をされますことをお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議 長

これをもって令和6年第2回海部地区環境事務組合議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

（午後 3時19分 閉会）

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

海部地区環境事務組合

〃 議 会 議 長 浅 井 英 昭

〃 議 会 議 員 真 野 和 久

〃 議 会 議 員 平 野 広 行